

「三重県子ども条例（仮称）」について（キッズ・モニターアンケート）

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
子ども・福祉総務課	2010年09月13日から 2010年09月24日まで	135	84	62%

三重県の子ども未来室キッズ・モニター係です。

子ども局では、子どもにとって大切なことをみんなで考え、みんなで守るために、「三重県子ども条例(仮称)」を現在つくっています。

条例は、県がつくるみんなで守る「約束」です。今回のアンケートでは、子ども条例の参考にするため、みなさんにアンケートしたいと思います。

■ Q1 相談する相手の有無（うむ）

あなたは、困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話を聞いてもらう人がいますか。

合計	84	
いる	79	94.0%
いない	5	6.0%

■ Q2 相談する相手

Q1で「いる」と答えた人だけにききます。それは誰ですか。（当てはまるもの全てを選んでください。）

合計	79	
親	63	79.7%
兄弟姉妹	18	22.8%
祖父母	12	15.2%
友だち	70	88.6%
学校の先生	19	24.1%
児童養護施設の先生・スタッフ	0	0.0%
塾や習い事の先生、スポーツクラブのコーチ	4	5.1%
地域の知り合いの人	2	2.5%
専門の相談機関（病院や児童相談所）	1	1.3%
電話での相談	0	0.0%
インターネットでの相談	2	2.5%
その他	3	3.8%

■ Q3 相談窓口について

あなたは、子どもの悩みについての専門相談窓口（相談員に直接相談すること）や電話相談を知っていますか。（知っているもの全てを選んでください。）

合計	84	
児童相談所	19	22.6%
子ども家庭相談（児童相談センター）	21	25.0%
教育相談、教育電話相談、いじめ電話相談（総合教育センター）	16	19.0%
子どものこころの相談（あすなろ学園）	9	10.7%
少年相談 110番（県警察本部）	5	6.0%
子ども人権 110番（法務局）	10	11.9%
みえ少年総合相談	2	2.4%
チャイルドライン 24	49	58.3%
三重県人権センター	5	6.0%
市町相談窓口	0	0.0%
市町教育センター・教育相談窓口	0	0.0%
その他	0	0.0%
知らない	24	28.6%

■ Q4 相談窓口の利用

あなたは、Q3の相談窓口を利用したことがありますか。

合計	84	
利用したことがある	0	0.0%
利用したことがない	84	100.0%

■ Q5 どんな相談窓口

Q4で「利用したことがある」と答えた人だけにききます。あなたが利用した相談窓口は次の中のどれですか。（当てはまるもの全てを選んでください。）

合計	0	
児童相談所	0	0%
子ども家庭相談（児童相談センター）	0	0%
教育相談、教育電話相談、いじめ電話相談（総合教育センター）	0	0%
子どものこころの相談（あすなろ学園）	0	0%
少年相談 110番（県警察本部）	0	0%
子ども人権 110番（法務局）	0	0%
みえ少年総合相談	0	0%
チャイルドライン 24	0	0%

三重県人権センター	0	0%
市町相談窓口	0	0%
市町教育センター・教育相談窓口	0	0%
その他	0	0%
知らない	0	0%

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。
All Rights Reserved, Copyright(C)2006.Mie Prefecture